

神崎町職員の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (6年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 4年度の人件費率
5年度	人 5,679	千円 3,070,182	千円 190,133	千円 708,709	% 23.1	% 23.4

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

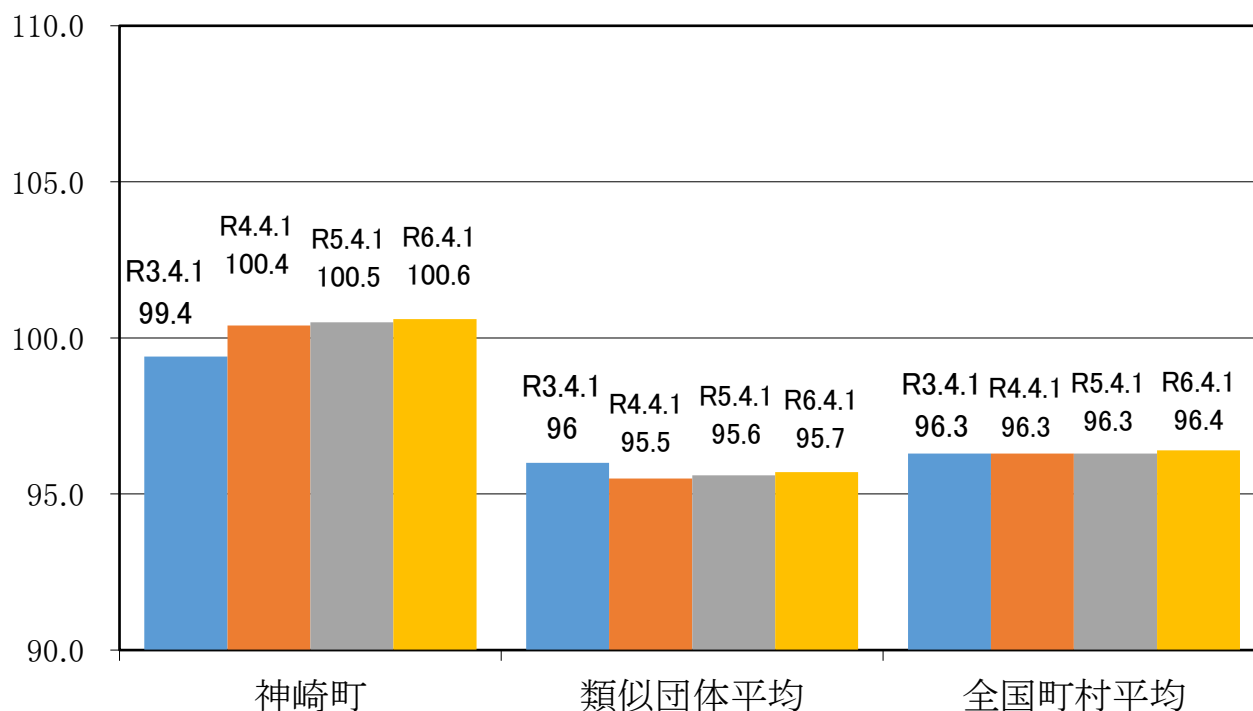
区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり給与費 B / A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	人 69	千円 240,122	千円 37,517	千円 95,406	千円 373,045	千円 5,406	千円 5,613

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給割合) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支

給割合)により算出。)

- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出にあたっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定されている職員を除いている。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

職員構成の偏りがひとつの要因と考えられる。特定の年代に職員が偏らないよう定員管理の適正化に努めていきたい。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
6年度	円	円	円 (%)	%	% 4.04	% 2.76

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

神崎町は、人事委員会未設置のため、千葉県人事委員勧告に沿って改定を行っています。

②特別給（期末・勤勉手当）

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
6年度	月	月	月	月	月 4.6	月 4.6

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

神崎町は、人事委員会未設置のため、千葉県人事委員勧告に沿って改定を行っています。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2.14%引下げ。若年層については、引下げを行わず、高齢層については引下げ幅が大きくなっている。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）＊神崎町は、地域手当を支給していません。

（参考）

	平成 26 年 度の支給割 合	平成 27 年度の支給割合		令和 4 度	令和 5 年度	令和 6 度
		4 月 1 日 時点	遡及改 定後			
国基準によ る支給割合	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %
神崎町の支 給割合	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %

③その他の見直し内容

--

(6)特記事項

平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 4 月 30 日まで、4 級以上の給料月額を 3 % 減額しました。

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 4 月 30 日まで、4 級以上の給料月額を 3 % 減額しています。

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 4 月 30 日まで、4 級以上の給料月額を 3 % 減額しています。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（6 年 4 月 1 日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
神崎町	37.8 歳	294,016 円	341,118 円	311,168 円
千葉県	42.4 歳	321,156 円	410,148 円	362,985 円
国	42.1 歳	323,823 円	—	405,378 円
類似団体	42.0 歳	304,244 円	352,440 円	330,264 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料 月額	平均給与月 額（A）	平均給与月額 （国比較ベ－ ス）	対応する 民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月 額（B）	A / B
神崎町	54.7 歳	5 人	346,245 円	351,505 円	346,245 円	－	－	－	－
うち用務員	56.4 歳	2 人	352,935 円	352,934 円	352,935 円	用務員	49.1 歳	244,800 円	1.44
千葉県	53.9 歳	149 人	308,506 円	363,394 円	339,367 円	－	－	－	－
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	－	330,553 円	－	－	－	－
類似団体	50.5 歳	3 人	278,816 円	309,398 円	290,762 円	－	－	－	－
区 分	参 考								
	年収ベース（試算値）の比較								
	公務員（C）		民間（D）		C / D				
神崎町	－		－		－				
うち用務員	5,948,900		3,297,300		1.80				

* 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（令和3～令和5年の3ヶ年平均）

* 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

* 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③税務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国比較ベース）
神崎町	35.2 歳	287,514 円	346,965 円	303,814 円
都道府県	43.0 歳	312,230 円	387,231 円	353,881 円
国	41.4 歳	353,051 円	—	429,500 円
類似団体	39.2 歳	290,149 円	345,915 円	313,593 円

（注）1 「平均給料月額」とは、6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

（2）職員の初任給の状況（6年4月1日現在）

区 分		神 崎 町	千 葉 県	国
一般行政職	大 学 卒	202,400 円	202,400 円	196,200 円
	高 校 卒	170,900 円	170,900 円	166,600 円
技能労務職	高 校 卒	162,100 円	169,000 円	—
	中 学 卒	—	155,300 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（6年4月1日現在）

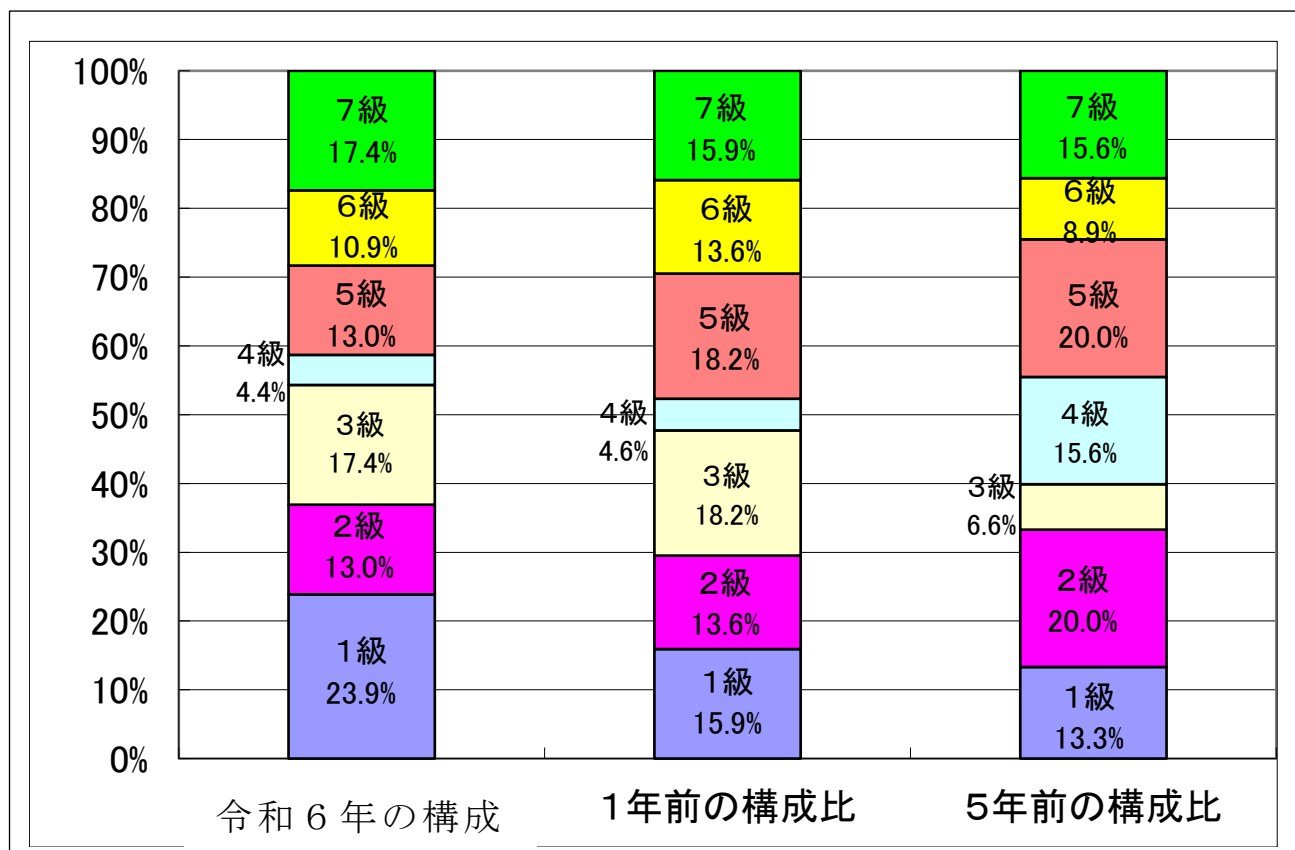
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	267,600円	—	418,264円	—
	高 校 卒	—	—	—	390,813円
技能労務職	高 校 卒	—	—	—	—
	中 学 卒	—	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

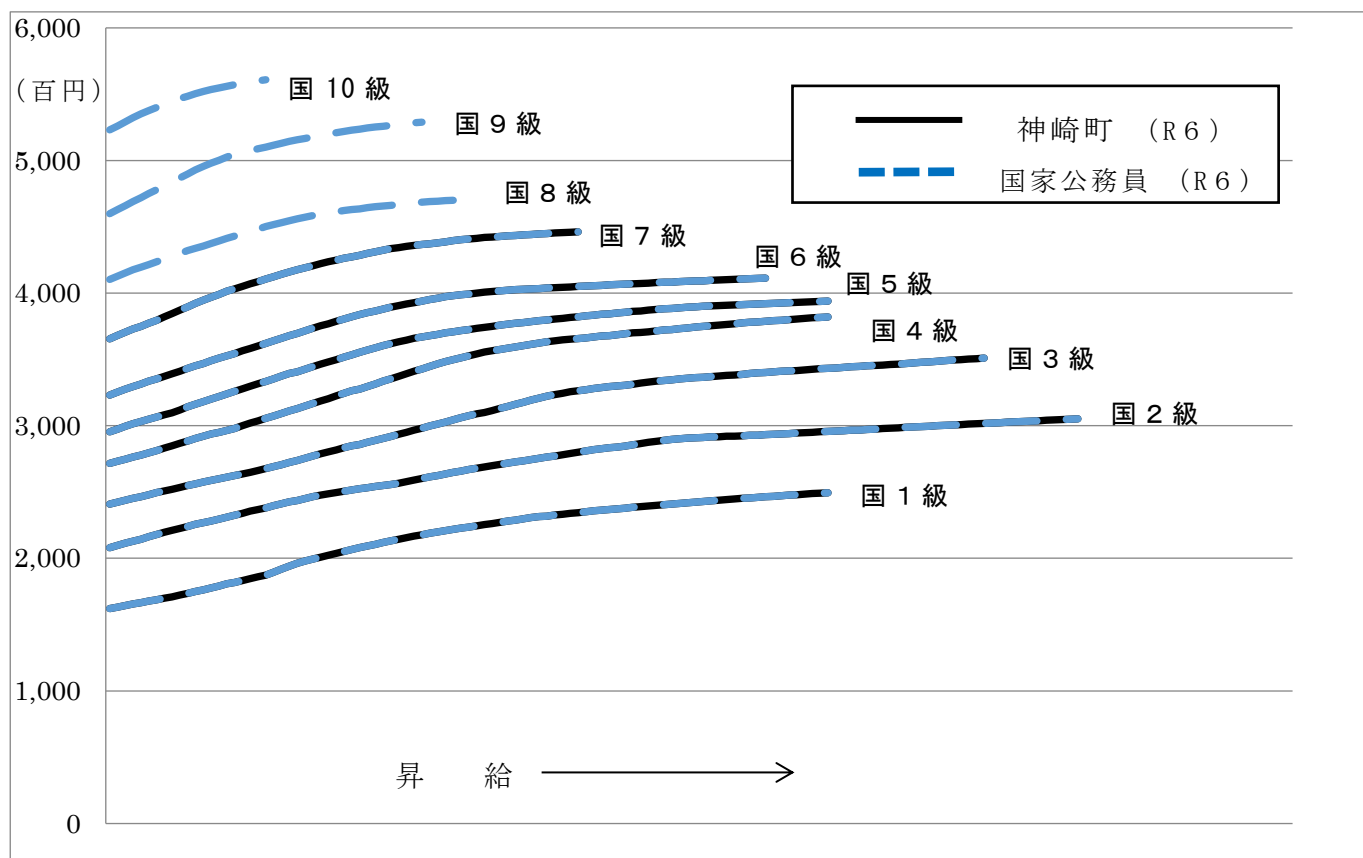
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（6年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	主 事 ・ 技 師	人 12	% 25.0	円 162,100	円 249,400
2 級	主 事 ・ 技 師	人 6	% 12.5	円 208,000	円 305,200
3 級	主任主事・主任技師	人 8	% 16.6	円 240,900	円 351,000
4 級	副 主 査	人 2	% 4.2	円 271,600	円 382,000
5 級	係 長	人 7	% 14.6	円 295,400	円 394,000
6 級	課 長 補 佐 ・ 局 長 補 佐	人 6	% 12.5	円 323,100	円 411,300
7 級	課 長 ・ 局 長 ・ 室 長	人 7	% 14.6	円 365,500	円 446,200

- (注) 1 神崎町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（6 年 4 月 1 日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○		○	
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
ロ 人事評価を実施していない	標準の区分のみ（一律）		○		○
	活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

神 崎 町	千 葉 県	国
1人当たり平均支給額（5年度） 1,383 千円	1人当たり平均支給額（5年度） 1,691 千円	—
（5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 （1.375）月分 （0.975）月分	（5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 （1.375）月分 （0.975）月分	（5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 （1.375）月分 （0.975）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20%、管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20%、管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
活用している成績率		支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率		○		○	
上位、標準の成績率					
標準、下位の成績率					
標準の成績率のみ（一律）			○		○
ロ	人事評価を活用していない				
	活用予定時期				

(2) 退職手当（6年4月1日現在）

神 崎 町			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 （退職時特別昇給 なし） 定年前早期退職特例措置 割増率2%～20% 1人当たり平均支給額 16,852 千円			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 割増率2%～45%		

- （注） 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、5年度に退職した職員に支給された平均額である。
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（6年4月1日現在）

*神崎町は地域手当を支給していません。

(4) 特殊勤務手当（6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）			0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）			0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（5年度）			0 . 0 %	
手当の種類（手当数）			2	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （5年度決算）	左記職員に対する支給 単価
防疫作業手当	一般行政職 看護保健職	伝染病・家畜伝染 病予防業務	千円 0	日額400円
行旅病死入 取扱手当	一般行政職	行旅病死入取扱 業務	千円 0	1件当たり 1,100円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（５年度決算）	18,736 千円
職員1人当たり平均支給年額 （４年決算）	271 千円
支給実績（４年度決算）	14,426 千円
職員1人当たり平均支給年額 （４年度決算）	209 千円

（注） 職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（５年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（６年４月１日現在）

手 当 名	内 容 及 び 支 給 単 価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （５年度決算）	支給職員１人当たり 平均支給 年額 （５年度決算）
扶養手当	● 配偶者 6,500 円 ● 子 10,000 円 ● 父母等 6,500 円 16歳～22歳までの子 １人 5,000 円加算	同		4,448 千円	211,809 円
住居手当	● 借家の場合 家賃月額 16,000 円を 超える場合に限り家 賃の額に応じて支給 （28,000 円限度）	同		3,793 千円	291,769 円
通勤手当	● 電車・バス利用の場合 ６ヶ月分の定期代全額支給 ● 乗用車等を使用の場合 使用距離に応じて2,000円 から 33,100 円を支給	異	（国） 定期の限度額 55,000 円 乗用車等の限度額 31,600 円	5,369 千円	85,222 円
管理職手当	管理職員に対し 7 級月額 40,000 円、6 級月額 30,000 円の定額を支給	異	支給区分・ 支給額の相違	4,320 千円	432,000 円
宿日直手当	宿日直 1 回につき 4,400 円	同		1,441 千円	20,884 円
休日勤務手当	休日等の正規の勤務時間に 勤務したとき 1 時間につき 給与額の 135% を支給	同		1,477 千円	32,822 円

* 水道事業（公営企業会計）を除く

5 特別職の報酬等の状況（6年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	町 長	750,000 円 (750,000 円)	(参考) 類似団体における最高／最低額	
	副 町 長	570,000 円 (570,000 円)	850,000 円／	505,800 円
報 酬	議 長	231,000 円 (円)	375,000 円／	205,000 円
	副 議 長	193,000 円 (円)	307,000 円／	175,000 円
	議 員	174,000 円 (円)	286,000 円／	155,000 円
期 末 手 当	町 副 町 長	(5年度支給割合) 4.4 月分		
	議 副 議 長 員	(5年度支給割合) 3.0 月分		
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 市 町 村 長	750,000円×在職月数×0.35 570,000円×在職月数×0.25	12,600,000円 6,840,000円	任期ごと 任期ごと
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

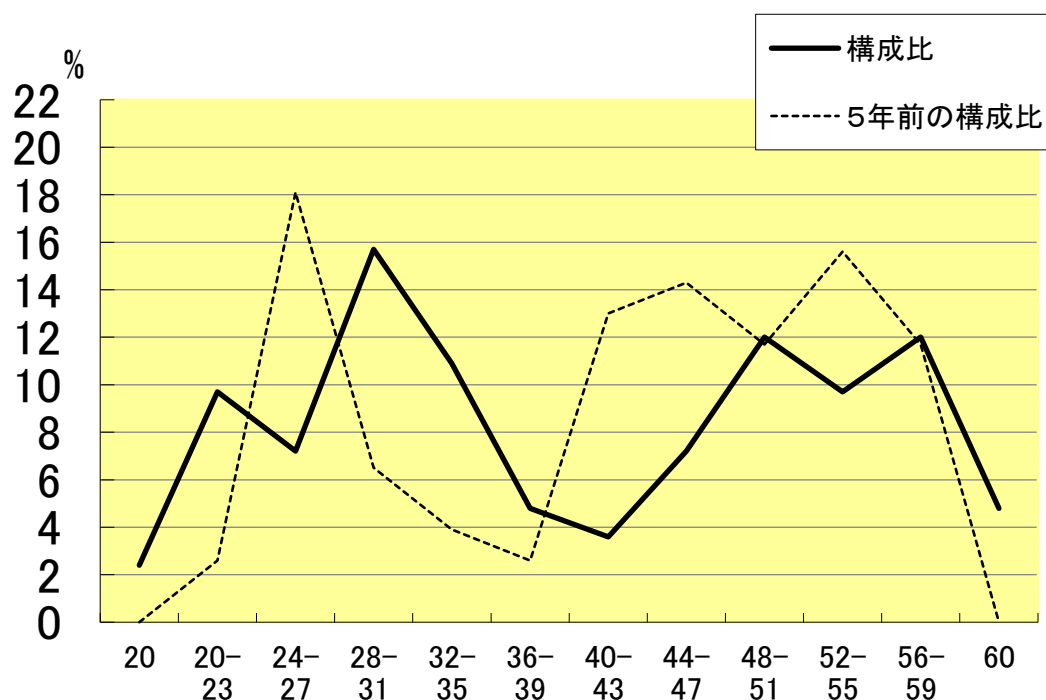
(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
			令和 5 年	令和 6 年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	1	1	△ 1	業 務 安 定 化
		総務企画	20	19		
		税 務	5	5		
		民 生	22	20	△ 2	退 職 者 不 補 充 業 務 増
		衛 生	4	5		
		労 働	0	0		
		農林水産	5	5	1	業 務 増
		商 工	0	0		
		土 木	3	4		
		小 計		60	59	△ 1
	教育部門		9	10	1	業 務 増
	小 計		69	69	0	<参考> 人口 1 万人当たり職員数 121.75 人 (類似団体の人口 1 万人当たり職員数170.68 人)
公 営 企 業 等	水 道 国 保 介 護 保 険 後 期 医 療	6	5	△ 1	退 職 者 不 補 充	
		3	3	△ 1		介 護 業 務 の 体 制 安 定 化
		4	3			
		1	1			
	小 計		14	12	△ 2	
合 計			83 [113]	81 [113]	△ 2	<参考> 人口 1 万人当たり職員数 142.93 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [] 内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（6年4月1日現在）



	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	11人	6人	8人	15人	4人	3人	4人	10人	9人	7人	3人	81人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	31年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	過去5年間の増減数(率)
一般行政	55	56	56	56	60	59	4 (7.3%)
教育	10	10	11	10	9	10	0 (0%)
消防	0	0	0	0	0	0	0 (0%)
普通会計計	65	66	67	66	69	69	4 (6.2%)
公営企業等会計計	12	12	13	12	14	12	0 (0%)
総合計	77	78	80	78	83	81	6 (5.2%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 前年度の総費用に占 める職員給与費比率
5 年度	千円 183,083	千円 32,011	千円 37,785	% 20.6	% 18.0

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B / A	参考(市町村平均) 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
5 年度	人 6	千円 21,796	千円 1,776	千円 8,256	千円 32,828	千円 5,305	千円 6,118

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、5年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
神 崎 町	45.0 歳	302,728 円	442,064 円
市町村平均	45.8 歳	337,221 円	508,691 円
事 業 者	— 歳		— 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

神 崎 町	市 町 村 平 均
1人当たり平均支給額（5年度） 1,376 千円	1人当たり平均支給額（5年度） 1,505 千円
（5年度支給割合） 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分 （ 1.375 ）月分 （0.975）月分	（5年度支給割合） 期末手当 — 月分 勤勉手当 — 月分 （ — ）月分 （ — ）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 —

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（５年４月１日現在）

＊一般行政職と同内容

ウ 地域手当（５年４月１日現在）

＊神崎町は地域手当を支給していません。

エ 時間外勤務手当

支給実績(5年度決算)	164 千円
職員１人当たり平均支給年額（５年度決算）	27 千円
支給実績(4年度決算)	12 千円
職員1人当たり平均支給年額（４年度決算）	2 千円

（注）１ 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

２ 職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（４年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

オ その他の手当（５年４月１日現在）

＊一般行政職と同内容